

令和 8 年度東京都児童相談体制等検討部会 第 1 回

<議事要旨>

1 会議概要

(1) 開催日時

令和 8 年 6 月 1 日 (月) 午後 3 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分

(2) 開催方法

対面開催

2 議事

(1) 令和 7 年度の検討会の議論の振り返り及び今年度の進め方

資料 P3-10 をもとに、事務局より令和 7 年度の検討会の議論の振り返り及び今年度の進め方について説明した。

【主な意見】

特段の意見無し

(2) 共同企画研修等の実施内容

資料 P12-16 をもとに、事務局より共同企画研修等の現状及び課題について説明し、資料 P15 の論点について意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 都区の児童相談所（以下「児相」と記載）間で、保護所職員が相互に研修する機会が少ない。都区の児相の保護所職員及び子供家庭支援センター（以下「子家セン」と記載）職員と一緒に事例検討等を行える研修があるとよい。また、子家セン職員が参加可能な研修が少ないため、子家セン職員も交えた研修の充実が必要である。（都児相）
- ・ 東京都が年 1 回実施している保護所の事例発表会に、区児相の保護所職員も参加する取組が考えられる。（都児相）
- ・ 特別区では一時保護所職員向けの研修を 2 日間実施している。また、当区では保護所内の課題や、配慮が必要な児童への対応等について、講師を招き研修を実施している。（区児相）
- ・ 都区合同企画研修「先進的取組の共有」において、一時保護所職員から、児童の愛着やトラウマ、発達に関する課題に対し、知識に基づきグループで支援する取組の発表があった。保護所支援の観点からも、こうした取組の共有の機会を継続していくことは重要である。（都児相）
- ・ 当区の子家センでは、おおむね 4 年目以上の職員が組織の中核で、センター長を補佐する立場であり、かつ若手職員の O J T の主担当にもなるため、その層への研修強化が望ましい。ま

た、子家センにおける心理職のスーパーバイズを研修で担ってもらえるとよい。子家セン職員が保護所の業務を理解する機会もあるとよい。(子家セン)

- ・ 他機関への理解促進の観点から、教育機関との連携に現場が苦勞している。教育と福祉の連携の在り方に関する研修があると、相談員のスキルアップにつながる。(子家セン)
- ・ 研修（O f f – J T）が職員の成長に与える影響はロミンガーの法則では1割に過ぎず、残り9割は実務経験や上司・先輩の指導というO J Tが占める。研修は経験に裏打ちされて初めて効果が増幅される。また、児相職員に求められる専門性のうち「態度・姿勢」は研修だけでは身につかず、日々の関わりの中でこそ育まれる。各論に入る前に、まず我々管理監督者自身が正しい理念を理解し、言うべきことを部下にきちんと伝えるというマインドを持つことが、研修効果を高める大前提である。(都児相)
- ・ O J T 7割という視点は重要であり、O J Tをうまく機能させるための研修が必要。組織としてT I C（トラウマインフォームドケア）の要素や支援者支援を位置づけていくことが大事な視点である。(都児相)
- ・ 高齢児童（16～17歳）について、自立に向けた支援の在り方に課題を感じているため、年齢の高い児童への支援に関する研修があるとよい。(区児相)
- ・ 3～4年目の職員はちょうど業務が厳しくなる時期だが、その層を対象とした研修が少ない。3～4年目職員が交流・意見交換できるような研修があるとよい。(都児相)

（3）人事交流等の実施内容

資料 P18-22 をもとに、事務局より人事交流等の現状及び類型整理について説明し、資料 P22 の論点について意見交換を行った。

① 他自治体派遣における異動の扱い

【主な意見】

- ・ 福祉職については、人事部門と比較的柔軟に調整でき、派遣後に元の部署に戻る調整も可能である。(区児相)
- ・ 開設準備として派遣を行ってきた実績があるが、能力向上目的の派遣であれば、戻ってくることが基本になる。(区児相)
- ・ 一般的には職員課付で研修派遣の扱いとなり、帰任時は本人の希望を聞く形となる。ただし、現状の子家センの体制では研修派遣を行うことは現実的に難しい。(子家セン)
- ・ 児相への派遣は業務負担が大きく職員が疲弊し、帰任後は他分野へ異動してしまう実態があり、人材が定着しない。逆に、児相から子家センへの派遣を受け入れ、リスク感や見立て等を学びたい。(区児相)

② 対象職種の拡大（心理司・保護所職員等）

【主な意見】

- ・ 開設間もない児相ではすぐに派遣は難しいが、将来的には他児相の支援の在り方やノウハウ取得の機会は重要である。児童自立支援施設への5日間程度の短期実習も希望する。(区児相)
- ・ 児童自立支援施設への保護所職員等の長期派遣は、児相の強みになる。当面は短期で朝夕の子供たちの生活を直に疑似体験できる研修の実現が必要である。(都児相)

- ・ 福祉司は３年目程度の職員が職場の中心となるため、研修対象の人選が難しいが、心理職は異動先が限られるため、都や他区との長期交流があったほうがよい。保護所職員についても、都の保護所への短期研修が好評であり、都区交流や区間交流は効果がある。(区児相)
- ・ 心理職について、制度として仕組みがあると職員への声かけがしやすく、出しやすい。(区児相)
- ・ 心理司の派遣要件（経験年数）については、２年程度の経験があれば問題ない。(区児相)
- ・ 心理司の派遣は、児相経験３年以上の中堅が望ましい。(区児相)

③ 区児相間の派遣

【主な意見】

- ・ 区児相同士のほうが同じような業務を行っており行きやすいが、制度としての仕組みがないと進みにくい。職員が欠けることの負担感もある。(区児相)
- ・ 区児相間の派遣研修で、子家センとの連携の在り方を学ぶことは参考になる。(区児相)
- ・ 都と区ではケース数や内容が異なり、都での経験をそのまま区に当てはめられるか懸念がある。基礎自治体としての区政全体の感覚も含め、区同士のほうが分かり合える面もある。(区児相)

④ 短期の機関横断型（都児相から区市町村への短期派遣）

【主な意見】

- ・ 人口規模が小さい町村部ではケース対応が少なく、受入れが難しい。必要時に人材支援をいただける体制を整えていただけるほうがありがたい。(子家セン)
- ・ 都児相職員の区市町村への短期派遣研修の内容については、特別なカリキュラムを組むより、相談員の活動と一緒にしてもらう形が現実的。朝のミーティングから市内の訪問同行、保護者面談等の実務体験が考えられる。(子家セン)
- ・ 子家センの強みである支援プランをベースにした関わり方や、子育て支援事業を都児相職員が体験し、しっかりと獲得することは意味がある。(都児相)
- ・ 子家センの動きだけでなく、保健部門や教育部門も含めて幅広く体験できるとよい。例えば心理司が保健部門の健診を体験する等が考えられる。逆に、教育・保健部門の職員が児相に来ることも相互理解に有効である。(都児相)
- ・ 市の保健部門との連携やDVが絡むケース等で配偶者暴力相談支援センターとの連携対応について体験できると、児相職員にとって非常に勉強になる。(都児相)

(４) 子家センの専門性向上に向けた取組

① 子家センが抱える課題等

資料 P24 をもとに、事務局より各機関の役割・立ち位置について説明し、P24 の論点について意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 管轄の都児相と連携協定を結び、合同協議や振り分け会議等により連携はうまくいっている。一方、性的虐待への対応力が課題であり、どのレベルで都児相に送致すべきかの判断に苦慮している。(子家セン)

- ・ 組織が若く専門的対応が難しいケースがある。職員採用においても自治体間の取り合いとなり、職員不足が根本的な問題。都児相からの助言・援助があるとありがたい。(子家セン)
- ・ 特定妊婦への支援が課題。精神疾患を持つ妊婦が増加しており、どの段階で児相に相談・送致すべきかの判断が経験の浅い職員には難しい。相談員の質にも課題がある。(子家セン)
- ・ 子家センと母子保健が連携し、妊娠期から情報共有を行い虐待の未然防止に取り組んでいる。妊娠届時点でのリスク情報は関係機関で共有し、それぞれの役割に応じた伴走支援を実施しているほか、出産後に懸念が顕在化した場合は子家センが対応に加わり、必要に応じ児相へ相談するなど、段階に応じた連携により重大事案の防止を図っている。一方で、母子保健と子家センの役割が不明瞭な場合もあるため、協議しながら役割分担を整理し支援を行っている。(子家セン)
- ・ サポートプランについては、相談があったものは全件作ろうということで、無理なく作成できるよう様式を見直しながら相談員の意見を反映したものを作成している。(子家セン)
- ・ 区部と市部で子家センの状況に差がある。区部はサテライトオフィスや同一建物内等で児相と日常的に連携できるが、市部は所管範囲の広さや距離的制約もあり、同様の体制構築は難しい。子家センの専門性向上を進めるには、児相側の体制強化や人的・物的支援を通じて市町村へのバックアップを充実させる必要がある。(都児相)

② 心理職ガイドラインの普及啓発

事務局より、資料 P25 をもとに心理職ガイドラインの普及啓発に向けた今年度の取組について説明し、資料 P25 の論点について意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ ガイドラインの策定に感謝する。都児相とは年 3 回程度の事例検討で連携しており、よい関係が築けている。一方、児相につながらない過去に性的虐待を受けたケースへの対応や、スーパーバイズ体制には課題がある。今後予定されているアンケートや意見交換の場で、現場の声を伝えたい。(子家セン)
- ・ 心理職が配置されているものの、ケースワーカー化してしまい専門性が生かされていないとの声が心理職自身から上がっている。心理職でチームを組み、専門性を発揮できる体制の構築を来年度に向けて検討中である。(子家セン)

→ (事務局より) 本日いただいたご意見を踏まえ、第 2 回検討部会 (7 月 24 日開催予定) において方向性 (案) 等を提示する。また、8 月に予定している検討会において、部会での議論状況を中間報告する。